

年 組 名前:

問1

県教委は、生成 AI の利用についての指針で、生成 AI をどのような位置づけとして、利用を禁止しませんでしたか。

.....
.....

問2

記事には、「生徒や教職員が、必要な情報リテラシーなど情報活用能力の習熟を進めていく」とあります。『情報リテラシー』について調べ、説明してください。

.....
.....
.....
.....
.....

生成 AI 学ぶ場を 県教委が指針 利用禁止せず

山梨県教委は、学校現場での対話型人工知能(AI)チャットGPTなど生成AIの利用に関する指針をまとめた。「教育における新しいツール」として一律に利用を禁止しない一方、生成AIの長短や情報確認の必要性などについて学ぶ場を設けるよう求めている。7日、文書を県立学校や市町村教委に送った。

指針では、生成AIの利用について「仕組みに対する理解、どのように学びに生かしていくかという視点、生徒が使いこなすための力を意識的に育てていく姿勢は大変重要」と説明。生成AIの利用を禁止せず、生徒や教職員が「必要な情報リテラシーなど情報活用能力の習熟を進めていく」とした。

一方で、長期休業中の課題に読書感想文などを課す場合、生成AIによる生成物を応募、提出することは不適切な行為であることを指摘。生成AIの性質やメリット、デメリット、情報の真偽を確かめるような使い方に關する学習を行うことや、最後は自己の判断や考えが必要であることを指導するよう求めた。保護者に対しても、生成AIの不適切な利用が行われないよう周知、理解を得ることを促している。

県教委は、生成AIの利用を禁止しない理由について「学習指導要領で情報技術を学習や生活に活用できるようにする重要性が示されていることを踏まえた。今後、広く活用されることが予想され、理解していくことが大切になる」と説明。生成AIの有効な活用方法などについて教育現場に継続的な情報提供をしていき、教職員への研修も検討するとしている。

生成AIの活用に関する文部科学省の指針に基づき作成。市町村に対しては、指導の参考としてもらうために送った。

〈小池直輝〉

(2023年7月8日付 山梨日日新聞1面)

問3

児童・生徒が生成 AI を利用する場合、何に利用することは、不適切であると指摘していますか。

.....
.....

問4

学習指導要領では、生成 AI などの情報技術を、どのように示されていますか。

.....